

2018年度 JLA中堅職員ステップアップ研修（1）

平成30年11月7日（第6回）領域1区分A

図書館サービスと著作権

さいたま市立岩槻図書館
館長補佐 長谷川清

著作権

■本や雑誌、音楽CD、ビデオソフトなどは、「モノ」ですが、色々とやってはいけないことがあります。

※これらに「著作権」という権利が働くからです。

でもやっていい場合があります。

※やっていい場合の一例：

自分や家族などのためにコピーをする。

図書館でコピーをする（色々制約あり）、など。

著作権制度

■著作権法の解釈を始める前に確認すること。

「契約で決まっているか？」

■オンラインデータベースや一部の資料（出版社から直販で購入しているもの、著作権処理済みDVDなど）は、買ったときの契約で利用条件が定まっているものが多く、その場合には著作権法の解釈ではなく、利用条件を解釈することに。

■許諾を得て資料を利用する場合も同様。

著作権制度

■自由利用を認める表示の例



コピーOK 障害者OK 学校教育OK
利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuryo



クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一例
<http://creativecommons.jp/licenses/>



複数障害その他の理由で文字のままでの本を利用出来ない人のために、便利本目的とする複数本種別「電子図書」「点字図書」「膨大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社までご連絡下さい。

著作権制度

■こういう場合は、「契約」で定まっているわけではありません。→法的拘束力はありません。

■付録のCD-ROMや、DVDにある「図書館およびそれに準ずる施設において、館外へ貸出することはできません」等という記述。

■樋口毅宏『雑司ヶ谷R.I.P.』（新潮社、2012）の奥付にある、発行から半年間の公立図書館での貸出猶予要請表示。

図書館の窓口で

■複写申込書への記入を撤廃してほしい

■自分の本や書類をコピーしたい

著作権法

- 著作者は○○する権利を専有する。
- 無断で○○されない権利
- 他人がすることをコントロール

著作権制度

- 著作権は「著作物」にだけ働くもの。（著第2条第1項）
∴著作物でないものには働きません
- 思想又は感情を（データをのぞく）
- 創作的に（模倣品などをのぞく）
- 表現したものであって（アイデアをのぞく）
- 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（工業製品などをのぞく）

著作権制度

- 著作権が働くない「著作物」も。
⇒日本で保護されない著作物（ほとんどない）（著6条）
⇒法令・通達類・裁判所の判決や行政審判所の裁決・それらを官公署・自治体が編集・翻訳したもの（著13条）
※審議会報告書・調査資料・白書・路線図・広報資料・統計資料など、官公署作成のものでも著作権保護されているものが多くあります。
- 「編集著作物」：素材の選択・配列の創作性に着目。
⇒雑誌や論文集、写真集全体や「タウンページ」に適用。全体を使った場合にのみ編集著作者のもつ権利が働く。

著作権制度

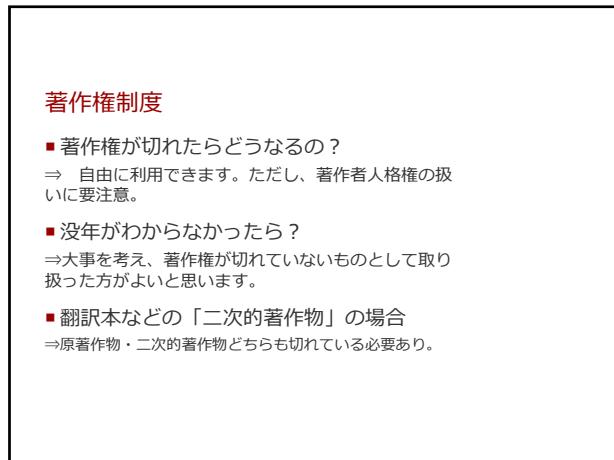
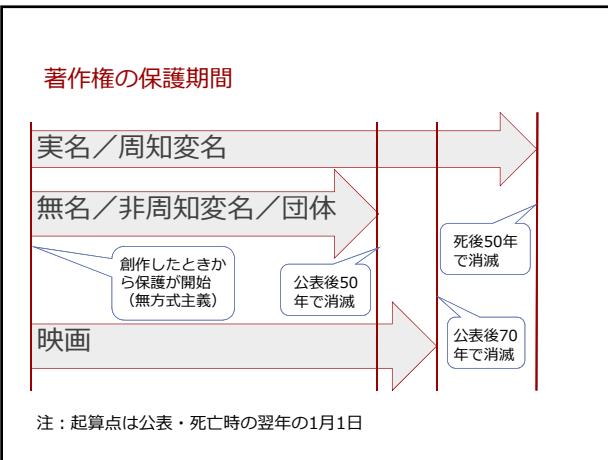
- 著作権は永久にあるものではありません。
「保護期間」というものが設定されています。
- 著作権は著作物を創作した時から発生します（無方式主義）。
- 原則：著作者（著作物を創作する者）の死後50年まで（起算点は没年の翌年の1月1日）
∴著作者の没年調査が必要。

著作権制度

- 例外1：公表後50年まで
(起算点は公表した年の翌年の1月1日)
⇒無名の著作物（著作者の名前を付けずに公表されたもの。イニシャル程度のものはこちらに分類）
⇒変名の著作物（本名でない名前で公表されたもの）のうち周知でない（=一般に知られていない）名前のもの
⇒団体名義の著作物（団体の名前で公表される著作物）
- 例外2：公表後70年まで
(起算点は公表した年の翌年の1月1日)
⇒映画の著作物

著作権制度

- すでに著作権が切れているもの
⇒1957（昭和32）年までに公表された（未公表のときは創作された）写真の著作物
⇒一部の昔の映画の著作物（ほとんどないので説明省略）
- 外国著作物の特例
⇒「戦時加算」（日本国との平和条約を批准した連合国・連合国民の著作物。この条約の効力発生時までに作成された著作物につき若干年（多くが10年程度）著作権が延長に。
(例)サン・テグジュベリ『星の王子さま』
：「戦時加算」がなければ1995年1月1日から自由利用可だったのが、戦時加算のため2003年1月23日からに。



著作権制度

- 「著作者人格権」：著作者の人格的・精神的な利益を保護。
譲渡不可。ただし、遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）の権利行使可。
⇒ 「公表権」（未公表のものを無断で公表されない）
(例) 手紙や日記、未公開作品の公表。閲覧提供も。
- ⇒ 「氏名表示権」（勝手な名前をつけられない）
(例) ラジオネームなど。（図書館ではあまり適用例なし？）
- ⇒ 「同一性保持権」（勝手に題名や作品を改変されない）
(例) 縦横比変更、一部切り取り、扇情的なタイトル付与など
※拡大縮小は当てはまらない。
※「やむを得ない改変」は認められている（例：白黒コピーなど）

著作権制度

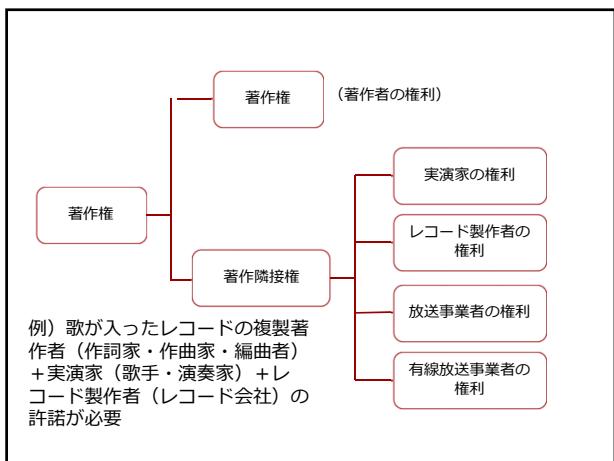
- 「著作権」：著作者の経済的利益を保護。譲渡・相続可。
* 「著作権者」：著作権の所有者。著作権の譲渡・相続により著作権者が変わる。（譲渡後の著作者は著作権者ではない）
- 「複製権」「上演・演奏権」「上映権」「公衆送信権」「伝達権」「展示権」「口述権」「頒布権」「貸与権」「譲渡権」「翻訳・翻案権」の11種類。
* 「上演・演奏」の概念の拡張（「生」でないものの再生も対象）
* 「同一構内」・特定送信の公衆送信権からの除外
* 「中古販売」の頒布権・譲渡権からの除外
* 「展示権」は美術・写真の「原作品」にのみ働く。

著作権制度

- こういう場合は権利が働きません。
- ⇒ 紙媒体の閲覧サービス（複製物には展示権が働く）。持ち出されないものには貸与権は働く。
- ⇒ 所蔵資料を使った展示会（複製物には展示権が働く。）
- ⇒ 不要になった絵本からキャラクターの部分を切り抜いて再利用する行為（「複製」していないため）
- ⇒ 新聞記事を新聞原紙から切り抜いて台紙に貼ったものを束ねて閲覧に供する行為

著作権制度

- 「著作隣接権」：音楽や映像の利用について、著作権とは別に働く権利。
- 実演家（歌手・役者・芸人など）、レコード製作業者、放送事業者、有線放送事業者）に与えられる。
- 対象：実演、レコード、放送、有線放送。
- 保護期間は実演等が行われてから50年間。
- 権利制限規定は著作権とほぼ同じ掛かり方。



著作権制度（権利制限規定）

- 一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよいとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。
- 複写サービス（31条1項）、貸出し（38条4項）、読み聞かせ（38条1項）など。

著作権制度（権利制限規定）

- 権利制限規定**：著作権者の権利が及ぶ範囲を縮める規定。著作物の自由利用の範囲を画定。
- 主な権利制限規定**
 - ⇒私的使用のための複製（著30）
 - ⇒図書館等における複製（著31①）
 - ⇒引用（著32①）
 - ⇒授業のための複製等（著35）
 - ⇒視覚障害者等のための複製等（著37）
 - ⇒非営利・無料の上演・演奏等（著38①）
 - ⇒非営利・無料の貸与（著38④）

著作権制度（権利制限規定）



- 著作権制度は、このように、著作者などが有する「権利」と、自由利用を保障するための「権利制限規定」がせめぎあっている構図から成り立っている。

許諾が必要かのチェックリスト



著作権制度

- 自由利用できない場合にすべきこと**
 - 著作権者から許諾を得る。
 - 著作者の没年や著作権者の所在不明のときは、文化庁長官の裁判手続を取る。
 - 著作権を買い取る。または譲り受ける。
 - 出版権を設定する。
(図書館では③と④は該当はほとんどない)

著作権制度

■自由利用できない場合にすべきこと

① 著作権者から許諾を得る。

著作権者の所在確認⇒交渉⇒許諾書受領。

*著作権者の所在確認方法：人物・団体情報源の調査、出版社・所属する企業・団体、関係者等への調査。

*団体が解散⇒著作権が消滅の場合も（法62条1項）。
*見つからない場合⇒文化庁長官裁定（後述）へ。

※著作権者団体管理（集中管理。JASRACなど）の場合
団体の特定⇒著作権者団体と交渉⇒許諾書受領。

著作権制度

■自由利用できない場合にすべきこと

②文化庁長官の裁定を受ける。

■必要なもの

(i)申請書

(ii)著作権者と連絡が取れないことを説明した資料（ここまで
探したのに…ということが分かる資料。文化庁著作権課の
担当者からの指示に従う）

(iii)手数料（1件につき6,900円。公的機関は免除）

■所要期間：2ヵ月程度（事前相談等に必要な期間を除く）

著作権制度

■著作権を侵害したら、どうなるか。

① 罰則：10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科もでき
る）。法人の場合は3億円以下の罰金。

*原則として「観告罪」（法123条1項）。

② 民事上の請求

(i) 損害賠償

(ii) 差止請求等

■「みなし侵害」：著作権を侵害したと「みなされる」行為。

⇒ 著作権侵害により作成された資料を、そのことを知った上で貸出・複写
に供する行為（著113①II）

著作権制度

■権利者団体との協議の動きとその成果

以前から複写や上映について権利者団体との間で
ルール作りのための協議が行われており、特にこの10
年ほどは常設の「当事者協議会」の場で協議。主な成
果としては以下のものが。

(i) 「〔図書館での上映会についての〕合意書」

(ii) 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」

(iii) 「大学図書館協力における資料複製に関する利用許諾
契約書」

(iv) 「著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン」

(v) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3
項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」

閲覧サービス

■ディスプレイ・モニタ等を介して見せる場合、音楽資 料を聴かせる場合とその他の場合で異なりますが、結 果としてはいずれも「著作権が働かない」となります。

■ディスプレイ・モニタ等を介して見せる場合

⇒端末で電子資料やマイクロフィルム（フィッシュ）
を閲覧提供する場合が該当。

■「上映」に該当しますが、法38条1項適用により許諾
不要。

閲覧サービス

■法22条の2（上映権）

「著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有す
る」

■法2条1項16号

十六 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）
を映写等その他のに映写することをいい、これに
伴って映画の著作物において固定されている音を再生
することを含むものとする。

⇒映画の上映以外にも、画像ファイル（静止画）・文
書などをモニタやディスプレイに映し出す行為も含ま
れます。また、AVブースで見せる行為も含まれます。

閲覧サービス

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）
「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、**聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない**場合には、**公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる**。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
⇒この規定は閲覧サービス以外にも様々なところで適用される重要な規定です。
- 有料化すると許諾が必要に！

閲覧サービス

- 音楽資料を聴かせる場合
⇒AVブースでレコード盤や音楽CDなどを再生提供する場合が該当。
- 「演奏」に該当しますが、法38条1項適用により許諾不要。
⇒「演奏」に該当しますが、法38条1項適用により許諾不要。

閲覧サービス

- 法22条（上演権及び演奏権）
「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は**演奏する権利を専有する**」
- 法2条7項
「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、**著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること**（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）**を含む**ものとする。

閲覧サービス

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）【再掲】
「公表された著作物は、**営利を目的とせず**、かつ、**聴衆又は観衆から料金**（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）**を受けない**場合には、**公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる**。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」
∴ この場合も著作権者の許諾は不要。
- 有料化すると許諾が必要に。

閲覧サービス

- 紙媒体資料の閲覧提供
紙の資料を見てもらう場合
⇒著作権は働きません！
- 展示権：美術・写真の著作物の**原作品**のみ適用。
- 貸与権：**施設外持ち出し**の場合のみ適用。
典型例：まんが喫茶
2003年ごろ漫画家の団体がまんが喫茶を著作権で規制しようとしたがこの事実に気付いたため取りやめたことが。
(ゲームソフト、DVDソフト等は権利処理済)

貸出サービス

- 貸出対象となる著作物が映画かそうでないかで変わってきます。
- 映画⇒著作権者（=映画製作者、楽曲の著作権者など）の許諾が必要。
- それ以外⇒許諾不要。
- なお、有償で貸し出す場合は要許諾。

貸出サービス

- 著作権法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

 - 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
 - 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

貸出サービス

- 著作権法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物…は、**営利**を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から**料金**を受けない場合には、その複製物…の貸与により公衆に提供することができる。」

 - 営利：**業として**その貸与行為から**直接的に利益を得る場合**又はその貸与行為が**間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するもの**と認められる場合をいう。
 - 料金：**一般的な運営費や維持費に充てるための利用料**であると認められる場合（には該当しない）

貸出サービス

- 書籍・雑誌の付録CD-RやDVDの貸出
 - 中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。
 - ある⇒原則として貸出できない。
 - ない⇒貸出可能
 - いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！？
⇒JEPFAの「図書館館外貸出可否識別マーク」



館外貸出可



NO

館外貸出不可

複写サービス（基本的な考え方）

- 複写は「複製」（著作権法2条1項15号）に該当。
- 「複製権」（著作権法21条）が働く。
- 館種・サービス内容によっては「権利制限規定」が適用可能に。
 - 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館など
⇒著作権法31条1項1号
 - 学校図書館
⇒著作権法35条1項（先生や生徒の「手足」として）
 - その他適用可能なもの（行政・立法機関での内部資料：著作権法42条1項など）

複写サービス（複製が行える要件）

著作権法31条の複製を行うには、

1. 政令で定められた施設であること
2. 司書またはこれに相当する職員が配置されること
※著作権法施行令第1条の3（文化庁講習の修了者）
3. 図書館が主体となって複製を行うこと
4. 営利を目的としないこと
5. 図書館で所蔵している資料であること

という要件を満たしている必要があります。

複写サービス（複製に必要な条件）

- 著作権法31条1項1号の、
1. 申込者が図書館等の利用者であること
 2. 利用者の求めに応じて行われること
 3. 調査研究の目的であること
 4. 公表されている資料であること
※公表されていないと図書館資料であっても複製できない
 5. 一人につき一部であること
 6. 著作物の一部であること
- という条件を満たす場合、複写物を提供することができます。

複写サービス

- 条文は、以下のとおり。

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

— 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するためには、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。)の複製物を一人につき一部提供する場合
(以下略)

複写サービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては」の意味

(i) 著作権法第31条第1項が適用できる施設の特定

⇒国立国会図書館、公共図書館、大学・短大・高専図書館、国立大学校図書館、国公立の博物館・文書館・地方議会図書室(一般公開のところのみ)など、国公立の研究所等(一般公開のところのみ)、その他文化庁長官指定施設※学校図書館、企業図書館等はダメ。

(ii) 著作権チェック(複写申込書記入)の必要性

⇒図書館は最低限著作権チェックを行う必要あり。そのため複写申込書を利用者に記入していただくことに。

複写サービス

- 著作権チェックを行わなければならない根拠

著作権法第31条に該当しない複写

(①・② 略)

③コイン式複写機器等による複写

ただし、次の条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

(1) 使用するコイン式複写機は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

(2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしないければならないこと。

(3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと

(4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること(以下略)

「複写に関するガイドライン(案)」(1993.6.17 日本書庫センターから協力委員会に提案)

⇒この基準は業者委託の場合にも事実上適用されていることから、すべての場合において著作権チェックが必要なものとの解されることになります。

複写サービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては」の意味

(iii) 複製の主体は図書館である(利用者ではない)ということ

⇒複製についての責任は利用者ではなく図書館が負う。違法コピーをしたら図書館が著作権侵害になる。

⇒複製の可否や資料を複製する範囲などは図書館が決めてよい。著作権法第31条第1項に定められている範囲をすべて図書館が行わなければならない義務はない。

複写サービス

- 著作権法第31条第1項が図書館にコピーサービスを義務づけるものではないとする根拠

著作権法第31条1号では、「著作権者の専有する複製権の及ぼない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。ましてや、この規定をもって、図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することができない。」

「多摩市立図書館事件判決」(東京地方裁判所平成7年4月28日判決)

複写サービス

- 「その営利を目的としない事業」の意味

図書館の施設が複製できるのは、その営利を目的としない事業としてでありますから、官公施設や公益法人施設が利用者から実費を徴収するのは差し支えありませんが、実費名目でも、複写設備維持費・用紙代・人件費等の実額をはるかに超える費用を徴収するときは、営利的色彩を帯びるものとして、違法行為のそりを免れません。

(加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』著作権情報センター、2006, p.237.)

※ただ、現実的には、大多数の図書館では1枚10円といつた安価で提供しているため、この規定の意味はほとんどない?

複写サービス

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」の意味

図書館等の施設において複製の対象となり得るのは「図書館等の図書、記録その他の資料に収録されている著作物」のことです。単に図書館等の資料と書いてありますが、全国津々浦々の施設にある資料をどこでもコピーできるということではなく、「複製しようとする施設の蔵書」とか「保管資料」を意味するものであります。

（加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』著作権情報センター、2006、p.237-238。）

..他館借受資料とインターネットHPは除外。

複写サービス

- 「借受ガイドライン」により図書に限り一定条件で認められることに。

このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構成方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。

- 4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

(1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することができない困難である場合

(2) 購入する予算を直ちには準備することができない場合、あるいは、全館セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することができない困難である場合

複写サービス

- 「資料」には電子資料も含む。ただこの場合、「一部分」をどのように解するかが問題となる。

「このように「刊行物」に電子媒体が含まれることとした場合、第31条第1号の図書館等における複製の対象となる「定期刊行物」にもCD-ROM等の電子媒体が含まれることとなるが、この点についてもこれらの電子媒体が紙媒体と同様に取り扱われている実態からすると、電子媒体を含むこととしても差し支えないと考えられる。電子媒体による「定期刊行物」についても、第31条により認められる複製の範囲は紙媒体の場合と変わらない。

（著作権審議会第1小委員会審議のまとめ）（平成12年12月、著作権審議会第1小委員会）http://www.crc.go.jp/houkoku/h12_12a/h12_12a.html のII(1)

複写サービス

- 「著作物を複製することができる」の意味

- (i) 「複製」の範囲や方法が限定されていない。

..「コピー」だけでなくダウンロードや録音録画なども含まれる。

..拡大縮小や紙1枚に収めるために別々のものを合わせてコピーすることも可能。

- (ii) 「複製権」しか制限していない。

..FAXや電子メールで複製物の送信ができない。

複写サービス

- 「図書館等の利用者の求めに応じ」の意味

⇒「図書館の利用者」：遠隔複写の利用者や法人等も含む。
(かつては直接来館者のみを指すこととされていた)

著作権法第31条に該当しない複写
⑤来館者以外の者に提供する複写（ただし、当分の間、郵便による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。）

「複写に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本書権センターから協力委員会に提案）
⇒「求めに応じ」：具体的な申込みがあつてから複製するということを意味する。SDIサービスのように、あらかじめ閑心分野を登録してその閑心分野に合ったと思われる文献を複写して提供する、といったものは、具体的な申込みがないため同条では読みえない。また、事前に予測して溜めておくような場合も読みえない。

複写サービス

- 「調査研究」の意味

(i) 娯楽、営業活動などを除外する。

(ii) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究（得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など）も含まれる。

鈴木「では、このいわゆる“調査研究”的目的が、営利であるか、非営利であるかは必ずしも関係ないのですね」

佐野「依頼者の調査研究の用に供するものであれば、複製できるわけです」

佐野一郎・鈴木敏夫著『改訂 新著作権法問答』（昭和54年、出版開発社）p.254

複写サービス

- 「調査研究」の意味

Q 図書館のコピーサービスにおいて、企業等の営利団体の社員からの求めに応じ、サービスを行うのは問題ありますか。

A 調査研究の目的であれば、一般的に問題はありません。

著作権法では、図書館の機能に着目し、一定の条件の下に、著作権者の了解なしにコピーサービスができることとしています(第31条)。このサービスは、利用者が「調査研究の用に供するため」に行なうことが要件となっていますが、**利用目的が会社のための調査研究か個人的な調査研究かは問いません。**

文化庁のサイト「著作権なるほど質問箱」
http://chosakuen.bunka.go.jp/naruho/do/answer.asp?Q_ID=0000528

企業を宛名とする領収書も発行できます。

複写サービス

- 「著作物の一部分」の意味

⇒「著作物」≠「資料」

- ・ 論文集・短編集⇒論文・短編の一部分
 写真集・画集・書集⇒写真や絵画、書の一部分
 歌集・楽譜集・歌詞カード⇒1曲の半分
 CDやレコードのジャケット⇒その半分
 一枚ものの地図⇒地図の半分
 住宅地図⇒見開きの半分
 俳句・短歌・詩歌・事典の一項目⇒その半分。ただし、**「写り込みガイドライン」**で事実上複写可に。
 *楽譜、地図、写真集・画集（書も）、雑誌の最新号は除外。

複写サービス

- 「一部分」 = 「半分」の根拠

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、**著作物の全部又は相当部分の複製を容認するものではない**。「一部分」とは、少なくとも半分を超えないものを意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている**編集物**にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。

「著作権審議会第四小委員会〔複写・複製関係〕報告書」1976.5.6第2章「2. 図書館等における複写複製」[http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9_main.html#2.4](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9_main.html#2.4)

- 一著作物の範囲の画定方法

本件著作物は、**各項目毎にまとまった内容を有しているものと窓われかつ著作者が明示されており、各人の寄与を分離して個別に利用することができないもの**（著作権法2条12号）といえず、廣告の請求した本件複写請求部分は、著作物の全部に当たるものであつて。

「多摩市立図書館事件判決」（東京地方裁判所平成7年4月28日判決）

複写サービス

- 地図の複写範囲の解説

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

- 国土地理院作成地図の取扱い（平成20年国地総務第325号）

42. 図書館における国土地理院の測量成果の複製について教えてください。

著作権法第31条において、複製の目的が営利性を有せず学術調査・研究の場合に限り、図書館において、1人につき一部、地図一図葉の複製が可能です。

「承認申請Q&A」国土地理院ホームページ
<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html>

複写サービス

- 冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由

なお、弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿い検討を重ねた結果、上記3の通り、複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたりました。

この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- (1) 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。
- (2) 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合物である。
- (3) 弊社住宅地図について、著作権法31条における著作物とは、区割り図（住宅地図見開き2頁）をいい。
- (4) 著作権法31条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図（住宅地図見開き2頁）の半分（1頁相当分）を超えない範囲をいい。

（出典）株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について 平成17年1月11日

複写サービス

- 俳句・短歌の一首、事典の一項目等の複写

「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成18年1月1日）を適用。

（複製物の作製）
 3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行な際には、著作権法第31条第1号に基づき、**著作物の一部分のみ**（以下「複製対象」という。）の複製を行うが、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（写り込み）については、権利者の権利を尊重して、**遮断等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。**
 ⇒マスクシングなどでもマスクシングじだごとにしますよ、ということ。

複写サービス

- 「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の意味

⇒「発行後相当期間」：次号発行又は3ヵ月経過後

a 第1号関係

「発行後相当期間 次号が出されるまで（発行後3ヵ月経過しても次号が発行されないものは3ヵ月経過後）とする。」

「複写に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案）

- 最新号がダメというわけではなく、図書等と同じ扱い。

.. 最新号をダメにするためには別の理屈が必要。

複写サービス

- 「一人につき一部」の意味

⇒調査研究ならば一人一部で十分。複数部数は提供できない。

- 分冊の取扱い：「一著作物」がどこまで続くか。

- 付図・付録の取扱い：本文で言及あれば「一著作物」。

- 図版となっている地図や写真：本文と一体で考えることでよいのでは。

複写サービス

- 「後日半分」「知人と手分け」「他館で半分」問題

「二回にわければ良いのか」「別の人だったら良いのか」という利用者からの質問には、著作権法の趣旨を説明した上で回答が必要。

図書館では著作物の一部分しかコピーできないことになっています。回数とか人とかの問題ではなく、提供される著作物の分量の問題です。二回で全部入手できたら、著作物全部を提供することになってしまします。

ご自身で著作権者へ問い合わせ、対価の支払い等を行い、許諾証明書を図書館へ持参するといった手続きで複写できます。許諾証明書という様式が著作権法に用意されているものではありません。

複写申込書への記入を撤廃してほしい

- 複写申込書は必要である。

■ コイン式複写機で図書館資料を複写する場合、著作権法の要件が満たされているか確認の必要がある。

■ 申込書の記入は著作権法に由来するものではありません。
■ 各図書館の運用により記入の仕方は異なります。

自分の本や書類をコピーしたい

- 持ち込み資料のコピーはできない。

- 図書館で複写できるのは、著作権法31条の範囲内で当該図書館の資料に限定されている。

複写サービス（まとめ）

著作権法31条1項1号では、

1. 著作権チェックの実施の必要性
2. 複写料金の上限（実費相当分）
3. インターネットHPのプリントアウトなどを除外
4. 利用者からの求めに応じること
5. 調査研究目的に限定
6. 複写可能範囲を「著作物の一部分」（「発行後相当期間」経過後の新聞雑誌等の掲載記事論文は全部OK）に制限
7. 一人につき一部

という様々な要件が定められています。

複写サービス

■ 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

(著作権法31条第3項)

■ 国立国会図書館からの図書館資料のインターネット送信

- (i)絶版等資料に係る著作物であること
- (ii)政令で定める図書館等において公衆に提示することを目的とした場合であること。

複写サービス

■ 国立国会図書館デジタル化資料送信サービス

(著作権法31条第3項)

■ 国立国会図書館からインターネット送信された図書館資料の複製

- (i)営利を目的としない事業として行われるコピーであること。
- (ii)コピー行為の主体が図書館等であること。
- (iii)インターネット送信される資料の一部分であること。
- (iv)調査研究を行う利用者の求めに応じて行うこと。
- (v)一人につき一部を提供すること。

複写サービス

■ 学校図書館の複写サービス

■ 著作権法31条1項適用はダメ。自校の先生・児童生徒の「手足」として35条1項の複写を行うのは可か。

■ この場合…

- (i)授業・調べ学習・校内行事（文化祭、体育祭など）で先生（学校教諭・大学教授に限らず）や児童生徒が利用するための複写OK。
- (ii)複写可能範囲は「必要と認められる限度」なので一部分を超えてOK。翻訳・翻案・変形等もOK。
- (iii)他校の資料でもOK。
- (iv)ただし、目的外使用不可。

複写サービス

■ 学校図書館の複写サービス

■ 著作権法第35条第1項（授業等での複製）

「**学校その他の教育機関**（営利を目的として設置されているものを除く。）において**教育を担任する者**及び**授業を受ける者**は、その**授業の過程**における使用に供することを目的とする場合には、**必要と認められる限度**において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる、この限りでない。」

貸出資料の館外複製

■ 図書館から借りた本・CDなどを館外で複写・ダビングなどする場合

⇒著作権法第30条第1項が適用されるので、**個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する**のであれば、複写してもかまわない。

- 購入時の契約などで禁止されている場合を除く。
- 企業の内部利用などはこの範囲を超える。
- 著作権法第30条第1項を適用して複写したものは、**原則として目的外使用することはできない**（「限られた範囲内」を超える人への譲渡、ポスターとしての使用、図書館への寄贈、など）。

館内撮影

■ 館内撮影で適用される規定

著作権法第30条第1項「私的利用のための複製」と考えるのが主流。館内で、館の資料を対象に行われているとはいえ、利用者個人が所有する撮影機で行われている以上、複製の主体は利用者と評価されるため。

著作権法を理由として断ることはできない。利用者のプライバシー保護、静謐な閲覧環境維持、出版者の利益保護などを目的とした施設管理上の権限（施設の占有権、施設管理権）で断ることになる。

短時間に大量の複製ができる機器の持込みは、著作権者の権利を不当に侵害することに繋がることもある。

保存のための複製

- 著作権法第31条第1項第2号では、図書館等に対して「図書館資料の保存のための複製」を認める。
- 「損傷、紛失の防止等のため」と「記録のための技術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不可能となる場合において、新しい媒体への移替えのため」に行うことが可能。
- デジタル化により行うことも可能だが、用途は元の図書館資料で行い得た範囲に限定。

〔参考文献〕小池信彦、常世田良「著作権法31条2号（媒体変換）に関するQ&A—文化審議会著作権分科会報告（2009年1月）について」図書館雑誌、103(4),no.1025,2009.4, pp.244-245.

行政のための内部資料としての複製

- 著作権法第42条第1では、「裁判」の手続きや、「立法」「行政」の目的のための「内部資料」として複製を認めている。
- 「裁判」「立法」「行政」の目的の「内部資料」として必要な場合。
- 「裁判」「立法」「行政」の目的上必要な限度内であること。
- （著作物の種類や用途から判断して）著作権者の利益を不当に害さないこと。
- 「出所の明示」が必要。

本の表紙の利用

■ 基本的な考え方

- (i) 表紙に著作物が含まれない（白表紙本など）ものはOK
- (ii) それ以外のものは基本的には要許諾
- (iii) ただ、「読み聞かせガイドライン」では以下の記述がある。
「バックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。
ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名（作・文・絵・写真など）・出版社名を必ず一體表記すべき。」

本の表紙の利用

■ 資料の貸出を周知するための表紙画像の使用

⇒ネットオークション等のための著作物の複製（著作権法第47条の2）の規定を適用することによって可能となる。

【要件】

- (i) 実際に貸出対象となる現物資料の表紙を使うこと。
- (ii) 大きさの制約（紙：50cm以下、電子：32,400画素（非プロテクション）or 90,000画素（プロテクション有り）（著作権法施行規則第4条の2）

ポスターの作成

- ポスターの作成の場合、「本の表紙の利用」と同じ考え方となる。すなわち、
 - (i) ポスターに使われる画像が著作権切れ又は著作物でない場合は、自由に使える。
 - (ii) 「読み聞かせガイドライン」では本の表紙を使う場合に限り、自由に使える。
 - (iii) その他の場合は、使う素材の著作権者の許諾が必要。
- * 画集の収録画像を使いたい場合、原作品の著作権だけを考えればよい。複製写真には独立した権利が発生しないため。

引用・転載

■ 「引用」の3要素

1. 主従関係：自分の文章と他人の著作物とを比較した場合、自分の文章が主で他人の著作物が従である関係になるとき。（自分の文章よりも他人の著作物に価値があるような場合はダメに）
 - 他人の著作物の掲載に自分の文章との関連性があることを求められる。（参考程度に掲載、だとダメ）
2. 明瞭区分性：自分の文章と他人の著作物とが明瞭に区分されている状態。カギカッコ、行頭行末をずらす等の手法がとられることが多い。
3. 出所明示：他人の著作物の著作者名、著作物名、発行年月等の表示が必要。できるだけ近くに。

引用・転載

- 「引用」と「転載」の違い
- 著作権法第32条第1項に定める要件を満たす場合には「引用」、それ以外には「転載」となる。
- 「引用」の場合には著作権者からの許諾は不要に。
- 「転載」の場合は要許諾。
ただ、転載対象のものが著作物でなければもちろん許諾は不要。

視聴覚資料

- 少量多品目という需要
 - 著作権法の最新動向をキャッチする。
 - 新しいメディアの知識を得る。
 - 破損しやすいので取扱いに注意する。
 - レファレンス対策を怠らない。

上映会

- 本来は、「非営利・無料の上映」（著第38条第1項）に当たるため、自由に行える。
- ところが、ビデオが普及した1980年ごろからビデオ業者や劇場主などからクレームが発生し始めた。
- （社）日本図書館協会の専門委員会が、自主的な規制として「図書館におけるビデオ映画上映の基本の方針と作品選定の基準について」（1996.9.10）を設ける。
- （社）日本図書館協会と（社）日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」（2001.12.12）を策定。
- 以後はこのガイドラインに沿った運用が行われている。

上映会

- 「図書館におけるビデオ映画上映の基本の方針と作品選定の基準について」の内容
 - (i) 優れた映像資料を共有できる場を提供。
 - (ii) ビデオ頒布後3年以上経過した作品を上映の対象。
(興行上の影響を配慮)
 - (iii) 映画館、レンタルショップなどで見られなくなつた作品を優先。
 - (iv) 活字資料とのかかわりを優先。
 - (v) 図書館の意思として決定。

上映会

- 「合意書」の内容
 - (i) 対象となる「上映」：上映会。館内視聴は対象外。
 - (ii) 対象となる資料：ビデオ、DVD。フィルムは対象外。
 - (iii) 内容：①「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。
- 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定と思われる（詳細は利用条件をご確認ください）。

おはなし会（基本的な考え方）

- 授業の一環で行えば「授業のための複製」（著作権法35条）が適用され、許諾は不要。
- 何かを作れば「複製権」が働くので、原則は要許諾。
- 作らない形で（上映、朗読など）行えば「非営利・無料の上演等」（著作権法38条1項）が適用され、許諾は不要。

おはなし会

- 「非営利・無料の上映」（著第38条第1項）
かつ実演・口述する人に報酬がしほらわれない場合に限り無許諾で利用できる。
 - 「読み聞かせ団体等による著作物の利用について」
児童書四者懇談会手引（2007年4月2日改訂）
おはなし会の開催に係る経費に充当するために観客から料金をとる場合は無許諾で利用できる。
会場費、交通費、昼食代、資料費 など

おはなし会 (参考)

■ 営利の場合の著作物の利用は、全て著作権者の許諾が必要です。
また、支払いも生じます。（出版社の許諾を要する場合もあります。）

また、支払いの仕じます。(出版社の判断を要する場合もOKです。)

出版社へ連絡 営業部・出版社(条件交渉の後)の許諾を得る。

児童書四者懇談会「読み聞かせ団体による著作物の利用について」(2006年5月)

おはなし会

- 次の場合は非営利でも著作権者の許諾が必要
　　絵本・紙芝居の拡大使用、ペーパーサート
　　パネルシアター、エプロンシアター、人形劇
 - 絵本等の拡大使用は出版権に抵触することもある
 - 窓口である出版社に連絡
　　著作物利用許可申請書を使用することができる

おはなし会

伴奏への音楽の使用

- 音楽CDをそのまま流す場合、非営利・無料であれば、許諾不要（著作権法38条1項）。
 - 音楽CDからあらかじめ編集した録音物を作成する場合であっても許諾不要。
 - * 「利用の過程における合理的な範囲内の著作物の利用」は著作権侵害に該当しない、とされているため。
 - * ただし、この「録音物」を他の目的で使うことはできない。

障害者サービス

- 点字図書・点字データの作成・頒布・送信など
⇒公表された著作物を使う限り、どんな目的（営利目的・有料散布など）であっても自由（著37①・②）。点字図書の作成・頒布（誰に渡してよい）のほか、点字データを作つて渡すこと（誰に渡してもよい）、点字データをネット配信することもできる。
⇒翻訳して点字図書・点字データ化することもできる。翻案（リライトなど）をする場合は、著37③の要件を満たす必要あり。

【参考文献】南亮一「2009年著作権法改正によって図書館にできるようになったことと、障害者サービスに関して」『図書館雑誌』104(7), 2010.7, p.430-433.
http://www.dlinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/minami_il01007.html

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布など

(i) 誰に提供できるか

⇒以下の表に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者。

視覚障害	発達障害
聴覚障害	学習障害
肢体障害	いわゆる「寝たきり」の状態
精神障害	一過性の障害
知的障害	入院患者
内部障害	その他図書館が認めた障害

(37条ガイドライン第4項・別表1)

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(i) 誰に提供できるか

⇒ 対象者かどうかの確認は、以下の「利用登録確認項目リスト」を使って行う（[37条ガイドライン](#)第5項、別表2）。

「障害者手帳の所持」「精神保健福祉手帳の所持」「療育手帳（愛の手帳）の所持」「医療機関・医療従事者からの証明書がある」「福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある」「学校・教師から障害の状態を示す文書がある」「職場から障害の状態を示す文書がある」「学校に置ける特別支援を受けているか受けている」「福祉サービスを受けている」「ボランティアのサポートを受けている」「家族やヘーネーに文書類を読んでもらっている」「活字をそのままの大きさでは読みない」「活字を長時間集中して読むことができない」「自分で読んでも内容が分からず、あるいは内容を記憶できない」「身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない」「その他、原本をそのままの形では利用できない」のうちの1つに該当すれば登録可能。

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(ii) 何が作れるか：翻訳、変形、翻案が可能。したがって、以下の行為が可能。（[37条ガイドライン](#)第6項）

⇒ 録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアディジー、布の絵本、触図、触地図、ピクトグラム、リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信などをできるか

(iii) 誰が作成・頒布・送信などをできるか

⇒ 点字図書館や障害者福祉施設だけでなく、公立図書館、大学図書館、学校図書館、国立国会図書館などにおいても行なうことができる。
[（著作権法施行令第2条）](#)

⇒ ボランティアグループは、①公立図書館等の手足となって行なうか、②視覚障害者等本人の手足となって行なう場合には行なうことができる、とされている。また、文化庁長官の指定を受ける途も。

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iv) 対象資料

⇒ 「視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの」（視覚著作物）に限定。ラジオ録音、音楽CDなどは対象外。

* 他館から録音図書等を借りてきてダビング等を行ってもよい。他館から本を借りてきて製作してもよい。

* 「視覚著作物」に音声が伴う形態（音の絵本、映画、テレビ番組など）であってもよい。

障害者サービス

- 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iv) 対象資料

⇒ 「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆の提供又は提示が行われている場合」（市販等されているもの）は、除外。

* 以下のものは対象に含む（[37条ガイドライン](#)第9項(1)）

「当該視覚著作物の一部を提供するもの」「録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特的表現方法で読んでいるもの」「利用者の要求がディジー形式の場合、それ以外の方式によるもの」「インターネットのみの販売などで、視覚障害者等が入手しにくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入手し障害者等に提供できるものはこの限りではない。）」

障害者サービス

■ 対面朗読

⇒ 対面朗読には「口述権」が働くが、非営利・無料の場合には自由に口述できることとされている（著38①）ため、著作権者からの許諾は不要。

⇒ ただ、朗読者に朗読の対価としての報酬を支払う場合には、著作権者からの許諾が必要となってしまう（著38①ただし書）。このため、実費のみの支払いか、障害者サービス全般を行うものとして雇用して給与という形で支払うしかない。

⇒ 朗読内容の録音等は、著37③により実施できる。

図書資料の意義

- 難しいことでも記録でき理解しやすい。
- あらゆる主題の本がある。
- 簡単手軽に利用できる。
- 短い時間で利用できる。
- 誰でも利用できる。
- 楽しみながら利用できる。

図書館を利用することによって

- 読書の習慣を身につける。
- 新しいアイデアがわく。
- 楽しみが増える。
- 研究成果がまとまる。
- ビジネスに役立つ。
- 子育てに役立つ。
- 1冊の本との出会いがひとりの人の人生を決める。

人と本が出会う場所として

- 読書の場として。
- 調べもののための場として。
- 役に立つ図書館。
- 文化を育む図書館。
- 人を育てる図書館。

読書とは何か

- 既存の知識や情報から新しい知恵を生み出す。
- 時間的な制約がない。読むスピードも、途中で止めることも読み手の自由。
- 新しい考えを得る、と同時に、自分の中にすでにある考えを言葉に置き換えていく。
- こころが豊かになる。

読書による感動

- 疑似体験の機会である。
- 読書による体験は仮想のものだとしても、そこで感じる感情や感度は本物。

ライフラインとしての図書館

- 乳幼児期にはブックスタート。
- 少年期には児童サービス。
- 青年期にはヤングアダルトサービス。
- 成人期にはビジネス支援や医療情報サービス。
- 高齢期には高齢者サービス。
- 乳幼児から高齢者までの全ての世代が一生を通じて利用できる施設が図書館。

図書館の可能性

- ライフラインではないけれど、住民の生活の一部を担っている施設が図書館。
- 図書館の利用を通して、成長した住民がよりいい社会を作りだしていく。（住民の自立）
- 図書館の可能性は非常に広く、多用な分野・領域で人間の可能性として具体的に考えることができる。

図書館員のはたす役割と著作権

- 図書館サービスは、著作権の制限範囲を活かして行われている。
- 資料を駆使して住民の課題解決のお手伝いをするのが、図書館員の責務
- 資料を扱うというより著作物を扱うという感覚を持つことも、図書館員には必要。
- 図書館員は、本を通じて著者と読者を結びつける仲介者としての役割を持っている。